

# 平成28年度長野県障がい者スポーツ指導員養成研修事業実施要領

## 1 目的

障がい者のスポーツを振興し、スポーツを通じて障がい者の体力の維持増強と機能回復の向上を図るため、障がい者のスポーツを指導する障がい者スポーツ指導員の養成研修を行うことを目的とする。

## 2 事業の実施

この事業は、特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会（以下「協会」という。）に委託して実施するものとする。

## 3 実施期間

平成28年6月16日から平成28年8月31日まで

## 4 実施場所

長野市下駒沢 長野県障がい者福祉センター

## 5 受講対象者

受講年度の4月1日現在18歳以上の者で、障がい者スポーツの振興に理解と熱意があり、今後地域で障がい者スポーツの普及・指導に貢献する意欲のある者

## 6 受講対象人員

35名を目途とする。

## 7 研修期間

3日間

## 8 参加費用

参加費用は無料とする。

## 9 研修科目

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認初級障がい者スポーツ指導者基準カリキュラムによる。

## 10 修了証書

研修受講者には、修了証書を交付する。

## 11 指導員の登録

養成研修修了者に対しては、原則として「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者制度」に基づく初級スポーツ指導員の登録手続を協会が行うこととする。

## 12 その他

協会は、研修事業の実施にあたっては、保健福祉事務所福祉課及び関係団体等と連携を図り、受講希望者の把握に努めること。